

令和5年度愛知県新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関確保事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 愛知県新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関確保事業費補助金(以下「補助金」という。)は、発熱患者等の診療に対応する医療機関(以下「外来対応医療機関」という。)の新設に伴い必要となる初度設備等の整備事業に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則(昭和55年規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、次に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を対象とし、この実施に必要な経費のうち、補助交付金の対象として知事が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について補助金を交付する。

(1) 厚生労働省の定めた令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱(令和5年9月29日付け厚生労働省発医政0929第5号・厚生労働省発感0929第4号・厚生労働省発医薬0929第81号厚生労働事務次官通知)に基づく令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱(令和5年9月29日付け医政発0929第23号・感発0929第3号・医薬発0929第12号厚生労働省医政局長、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長、厚生労働省医薬局長通知)3(20)に定める外来対応医療機関確保事業

(交付額の算定方法)

第3条 補助対象期間は、令和5年3月10日以降で、新たに外来対応医療機関(令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関)に指定された日から知事が別に定める日までとする。

2 補助基準額及び補助対象経費は、別表のとおりとし、次により算出された額を交付額とする。

(1) 別表の基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない額を選定する。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(2)(1)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額を交付額とする。

(申請手続)

第4条 規則第3条により、申請書及び添付書類の様式は、様式1のとおりとする。

2 前項の規定による申請書の提出時期は、知事が別に定める日までとする。

(交付の決定)

第5条 知事は、第4条による申請があったときは、証拠書類のほか、必要に応じて申請者に対して追加資料の提出を求め、その内容の審査を行う。

2 知事は、前項の審査の結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をする。

3 交付の決定及びその通知は補助金を交付すべきものと認められた補助事業者が指定する金融機関口座への入金をもって行うものとし、この場合、申請書を補助事業者からの請求書とみなす。

(実績報告)

第6条 規則第13条に定める実績報告書及び添付書類の様式は第4条に定める申請書をもって代えるものとする。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、第5条第1項の規定による審査の結果、交付すべきものと認められたうえで交付する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の報告)

第8条 補助事業者は補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合は、様式2により速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(電子情報処理組織による申請)

第9条 第4条、第6条及び第8条の規定による申請等は、それぞれに規定する書面の提出に代えて県の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と申請をする者の使用に係る入出力装置として知事が告示して指定するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われる申請は、様式1及び様式2に記載すべきこととされている事項並びにそれぞれの条項で定めている事項を、明らかにしなければならない。

3 第1項の規定により行われた申請は、知事が指定する電子計算機に備えられた記録媒体に記録された時に知事に申請されたものとみなす。

(財産処分の制限)

第 10 条 規則第 20 条のただし書に規定する知事が定める期間は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)」第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

2 規則第 20 条第 1 項第 2 号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 30 万円以上のものとする。

3 補助事業者が規則第 20 条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

(関係書類の整備)

第 11 条 補助事業者は、規則第 10 条第 1 項に定める関係書類、帳簿を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後、5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は政令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(検査等)

第 12 条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(契約の締結)

第 13 条 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱に準拠しなければならない。

(実施細目)

第 14 条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は令和 5 年 7 月 12 日から施行し、令和 5 年 3 月 10 日から適用する。

附則

この要綱は令和5年12月27日から施行し、令和5年3月10日から適用する。